

表3-6 上乗せ排水基準設定状況（平成21年3月現在）

(単位：mg/L)

項 目	業 種 区 分	水質汚濁 防止法に 基づく 一律基準	上 乗 せ 排 水 基 準																								
			九頭竜川水域				笠の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域		
			新 設		既 設		新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	
			排水量3,000m ³ /日 (下水道にあっては50,000m ³ /日) 未満 以上 未満 以上																								
O D C O D	1. 食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)	
	2. 繊維工業（染色整理業を含む）	"	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	3. 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	"	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	150(110)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	"	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)							-	-												
	4. 化学工業	医薬品製造業	"	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	"	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)																				
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	"	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	-	-	30(20)	40(30)	60(50)	-	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)
	6. 旅館業	"	"	80(60)	-	-	-	80(60)	-	80(60)	-	-	-	-	-	30(20)	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	30(20)	-	80(60)	-
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業	"	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
	8. し尿処理施設	"	"	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	-	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)
9. 下水道終末処理施設	"	"	- (20)	- (60)	- (40)	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (30)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	- (20)	- (20)	-	- (20)	-		
10. その他	"	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
S	1. 食料品製造業	200(150)	120(100)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)			
	2. 繊維工業（染色整理業を含む）	"	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			
	3. 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	"	120(100)	160(120)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	160(120)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		
		その他	"	120(100)	150(120)							-	-														
	4. 化学工業	"	"	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	"	"	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		
	6. 旅館業	"	"	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	-	-	-	40(30)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	40(30)	-	120(100)	-	
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業	"	"	150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	-	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	-	150(120)	-	40(30)	50(40)	150(120)	-	
	9. し尿処理施設	"	"	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	-	-	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	
	9. 下水道終末処理施設	"	"	- (70)	- (120)	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (30)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	- (70)	-	- (70)	-	
10. その他	"	"	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			

(資料：環境政策課)

(注) 1. 新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外でS48.1.1～S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。
 2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。
 3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笠の川・井の口川水域S49.4.1、北川・南川水域、北川地先海域S49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域S52.1.1、三方五湖水域、若狭湾東部海域S53.1.1以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものとは、笠の川・井の口川水域、北川・南川水域S54.8.1、北潟湖水域、耳川水域S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域S56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域S57.8.1以降に設置されたものをいう。
 4. 基準値の（ ）内は日間平均。BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排水水に限って適用される。